5　その他

病院等（病院、診療所又は助産所をいう。この5において同じ。）を管理する医師、歯科医師又は助産師は、医師少数区域等に開設する診療所を管理しようとする場合等に該当するものとしてその病院等の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院等を管理しない者でなければならないものとした。（第一二条第二項関係）

二　医師法の一部改正関係

1　国等の責務に関する事項

㈠　国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとした。（第一条の二関係）

㈡　国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとした。（第一六条の七関係）

2　臨床研修病院の指定権限の都道府県への移譲等に関する事項

㈠　診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならないものとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる基準等を満たすと認めるときでなければ、㈠の指定をしてはならないものとした。（第一六条の二第三項関係）

⑴　臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

⑵　臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

⑶　臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

㈢　厚生労働大臣又は都道府県知事は、㈠の指定等をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会又は地域医療対策協議会の意見を聴かなければならないものとした。（第一六条の二第五項及び第六項関係）

㈣　都道府県知事は、㈢により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、㈠の指定等に当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならないものとした。（第一六条の二第七項関係）

㈤　厚生労働大臣は、毎年度、あらかじめ、医道審議会の意見を聴いた上で、㈨の厚生労働省令で定めるところにより、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（㈠の都道府県知事の指定する病院をいう。以下同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下同じ。）の定員を定めるものとした。（第一六条の三第一項及び第二項関係）

㈥　都道府県知事は、㈤の厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、医師少数区域等における医師の数の状況に配慮した上で、㈨の厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとした。（第一六条の三第三項及び第四項関係）

㈦　都道府県知事は、㈥の研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならないものとした。（第一六条の三第五項及び第六項関係）

㈧　都道府県知事は、㈦により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、㈥の研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならないものとした。（第一六条の三第七項関係）

㈨　㈥の研修医の定員の定めに関して必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとした。（第一六条の八関係）

3　医療提供体制の確保等の観点からの医師の研修を行う団体等に対する要請に関する事項

㈠　医学医術に関する学術団体等は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないものとし、当該団体は当該計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならないものとした。（第一六条の八第一項及び第五項関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠の意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとした。（第一六条の八第三項関係）

㈢　都道府県知事は、㈡の意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならないものとした。（第一六条の八第四項関係）

㈣　厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体等に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができるものとし、当該団体は、当該要請に応じるよう努めなければならないものとした。（第一六条の九関係）

三　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、医療の分野における国民の需要が高度化し、かつ、多様化している状況においても、医師がその任務を十分に果たすことができるよう、大学が行う臨床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医師法の規定について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を行うものとし、当該調査研究の結果を勘案し、臨床研修と医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修とが整合性のとれたものとすること等により、医師の資質の向上がより実効的に図られるよう、臨床研修の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

㈢　政府は、㈠及び㈡に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条第三項関係）

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（総務省）

1　選挙運動用ビラの頒布方法に関する事項

都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙における選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の頒布方法について、当該選挙運動用ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布とするものとした。（第一〇九条の六第三号関係）

2　一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数に関する事項

都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動用ビラの数を定めるものとした。（第一三二条の五第一項、第一三二条の六第一項及び第一三二条の七第一項関係）